

新潟市西川地区冬期間通学児童生徒に係る貸切バス送迎要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市西川地区の路線バス運行が一部廃止されたことに伴い、遠距離通学生の冬期間の通学条件が悪化する恐れから民間貸切バス通学方法に変更することによる保護者の経済負担を緩和するため、民間貸切バス利用通学生の負担等の方法を定めることを目的としてこの要綱を制定する。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各集落の児童生徒とする。

- (1) 西川中学校の生徒のうち、真田、西沙上、中島、大潟、浦村、大関、升岡、川西、与兵衛野、堀上、貝柄、三角野の生徒
- (2) 曾根小学校の児童のうち、新川の児童

(期間)

第3条 対象期間は、毎年度1月及び2月とする。

(負担額)

第4条 保護者負担額は、1箇月路線バス定期券購入相当額の2分の1とする。

2 1箇月の貸切バス運行契約額と保護者負担との差額を新潟市負担額とする。

3 保護者負担のバス料金の起算点は、生徒の住所の直近のバス停留所とし、校長に届けるものとする。

(納入方法)

第5条 保護者負担額を1箇月前に前払いするものとし、各学校長に納めるものとする。

ただし、登校時だけの利用や荒天時等に数回利用する生徒も保護者負担額は同額とする。

(運行日及び回数)

第6条 運行日及び回数については、次のとおりとする。

- (1) 1月と2月の毎週授業の行われる月曜日から金曜日までとする。
- (2) 登校時1回、下校時1回の運行とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成17年3月21日から適用する。